

職員の有する知識・技能をいかした自営兼業 及び社会貢献に資する自営兼業に関する Q&A

問 1：行おうとする事業が自営兼業に該当するかは、どのように判断されるのか。

答：自ら営利企業を営むこと（自営）とは、「職員が自己の名義で商業、工業、金融業等を経営する場合」をいいます。具体的には、職員が法人や団体の名義ではなく、個人名で事業を営む場合を指し、広く消費者等を相手に売買等の事業を営む場合等が該当します。兼業申請が必要な自営兼業に該当するかどうかは、以下の4項目を考慮した上で、個別に判断することとなります。

- ① 営利目的の有無（客観的に見て判断）
- ② 継続性・反復性（1回限りであれば規制の対象外と考えられますが、それ以外の場合は必要に応じ判断）
- ③ 規模（販売数、売上げ額等）
- ④ 店舗その他の営業設備の有無

ただし、単なる個別の売買等に留まらず、法人等の団体から労働の対価として報酬を得て、事業又は事務に従事する場合には、自営兼業でない通常の兼業（役職員兼業規則 別紙 兼業の許可基準 1,2,4）として許可が必要となります。

問 2：職員の有する知識・技能をいかした兼業及び社会貢献に資する兼業に該当し得る規模（販売数、売上げ額等）は、どの程度か。

答：事業の態様等により判断が異なり得るものであるため、一般的な基準を設定することは困難ですが、判断の目安として、確定申告が必要とされる場合が、給与以外の年間の所得が20万円を超える場合とされていることを踏まえると、経費を差し引く前の事業による収入の見込みが年間で20万円を超える見込みである場合には、規模の観点から自営兼業に該当します。ただし、自営兼業の判断は、規模のみではなく、店舗その他の営業設備の有無等も考慮して個別に判断するものであることから、例えば独立した実店舗を設けて屋号を掲げる場合など、営利企業としての外観を十分に備えている場合には、収入予定額にかかわらず兼業申請が必要となります。

問 3：年間の収入が20万円を超えるかは、どの時点でどのように判断して申請するのか。

答：自営兼業の許可は、事業の開始前に得ていただく必要があるため、年間の収入額については、許可申請時に見込みを立てていただき、事業計画書等にご記載いただくこととなります。事業開始前には20万円を超えない見込みであったが、開始後に20万円を超えそうになった場合には、20万円を超える見込みとなった時点で、申請手続きを行う必要があります。

問 4：職員の有する知識・技能をいかした自営兼業や社会貢献に資する自営兼業であれば、必ず許可されるのか。

答：職員の有する知識・技能をいかした自営兼業や社会貢献に資する自営兼業に該当する事業であっても必ず許可されるとは限りません。

利害関係又はその発生のおそれがないか、職務の遂行に支障が生じないか、公正性・信頼性の確保に支障が生じないかといった点や個々の職務をとりまく状況もふまえて総合的に許可の判断をすることとなります。

問 5：どのような事業が「役職員の有する知識・技能をいかした自営兼業」に該当するか。

答：役職員自身の趣味等により得た知識や技能をいかし、個人の名義で広く消費者等を相手に売買等を営む場合が対象となります。

「職員が有する知識・技能をいかした自営兼業」の典型例

- 自ら製作した物品（ハンドメイド品）、絵画、写真、音楽等を、インターネット等を通じて個人向けに販売する。
- スポーツや芸術の教室を自ら開催して指導を行う。
- 出版社を通さずに自費出版する。

「職員が有する知識・技能をいかした自営兼業」として不許可となる例

- ×アプリ等に登録して定型化されたサービスを個人として提供する。
- ×安く仕入れた商品を何らの付加価値を付与せずそのまま高く売ることによって利益を得る。

※「職員が有する知識・技能をいかした自営兼業」に該当する場合であっても、許可基準に照らして個別に許可の判断をすることとなります。

問 6：どのような事業が「社会貢献に資する自営兼業」に該当するか。

答：保健、医療又は福祉の増進を図る活動、社会教育の推進を図る活動、農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動、学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動等の公益に資する活動を行う事業を自営として行う場合が挙げられます。

「社会貢献に資する自営兼業」の典型例

- 地域振興に関するイベントを自ら主催する。
- 高齢者の買い物代行などの生活支援サービスを自ら行う。

※NPO 法人等に所属し、報酬を得て事務・事業に従事するような兼業については、自営兼業には該当せず、「役職員兼業規則 別紙 兼業の許可基準 4 営利企業以外の団体の兼業」の許可基準に該当します。

※「社会貢献に資する自営兼業」に該当する場合であっても、許可基準に照らして個別に許可の判断をすることとなります。

問 7：1人の職員が複数の事業を行うことは可能か。

答：自営兼業は、役職員の職務の遂行に支障が生じない範囲で許可を与えられるものとなっていますので、1人の職員が複数の事業を行うことは許可できません。
例外的に、共通する要素を持つ事業を行う場合（例：音楽教室と音楽作品の販売）には、事業全体の状況を鑑みて許可の判断をすることとなります。

問 8：自営兼業の許可を受けた事業において、他者から事業又は事務を受託することは可能か。

答：許可を受けた自営事業の一環として行う契約等であっても、兼業先から報酬を得て、事業又は事務に、継続的又は定期的に従事する場合は、自営兼業には該当しません。通常の兼業として別途、兼業申請・届出手続きを行う必要があります。

問 9：事業計画書にはどのような内容を記載する必要があるのか。

答：決まった書式はありませんが、少なくとも以下の項目が記載されていることが必須となります。

- ① 事業の目的及び業務内容
- ② 営業日及び営業時間
- ③ 収入の予定年額

これら以外の要素（取扱商品やサービスの内容、取引先・販売先、資金計画）についても、できる限り詳細に記載してください。

特に、「事業の目的及び業務内容」については、日本標準産業分類なども参考に業種を特定していただき、予定している契約の内容を具体的に記載いただくなど、事業の内容が明らかとなるようにしてください。

なお、金融機関等に提出予定の事業計画書や、ホームページ等で公表予定の事業計画書などがあり、必要な記載事項が含まれているのであれば、それらの書面をもって判断することも可能です。

問 10：勤務日に「職員の有する知識・技能をいかした兼業」及び「社会貢献に資する兼業」を行うことはできないのか。

答：自営兼業においては、他者に雇用される場合などと異なり、自ら営業日や営業時間を判断することができるため、原則として週休日に行う事業のみの許可することとなります。勤務日の勤務時間外の自営兼業については、事業の内容等に鑑み、例えば、外部の施設を借りて土日に教室を開講するが、場所を借りるための事務手続は勤務日に行わざるを得ない場合など、やむを得ず勤務日に事業を行う必要が認められる場合にのみ例外的に認められるものとなります。

問 11：年次休暇を取得して自営兼業を行うことは可能か。

答：年次休暇の取得を前提として計画された自営兼業は、職務の遂行に支障が生じないことが明らかであるとは認めがたいことから、許可できません。

自営兼業は原則として週休日に行う必要がありますが、例外的に勤務日に行わざるを得ない場合であっても勤務時間外に行うことを前提とした計画を立ててください。

問 12：自営兼業の許可は期限付きで行われるのか。

答：「職員が有する知識・技能をいかした自営兼業」及び「社会貢献に資する自営兼業」については、事業で接触する関係者の範囲や、従事する時間、事業により得られる収入の見込み等が頻繁に変化する可能性があり、制度の趣旨を踏まえた適正な運用の確保のため、2年を超えない期限を付して許可を行うこととしています。

期限経過後も事業を継続しようとする場合は、改めて申請書、開業届及び事業計画書等の写しを提出いただき、許可の可否を検討することになります。検討には一定の時間を要しますので、遅くとも期限が到来する1か月前までには、必要な書類を提出してください。

※不動産賃貸及び太陽光電気の販売に係る自営兼業、家業継承した自営兼業については、一定の賃料等が継続的に発生するなど、比較的安定的に事業が行われることが想定されるものであるため、従前から、原則として期限を付さずに許可することとしています。

問 13：どのような場合に、「公務の公正性、信頼性の確保に支障」が生じると判断されるのか。

答：公務の公正性、信頼性の確保に支障が生じるか否かは、自営兼業を行おうとする役職員の職務内容や、所属する組織の所掌事務等を踏まえ、総合的に判断されます。

「公務の公正性、信頼性の確保に支障」が生じると判断され得る例

- ・ 自営の内容が、所属組織の所掌事務に極めて近いものである場合
- ・ 専ら職務上得た知識を用いて行う自営である場合
- ・ 自営兼業として行う事業の取引先（商品の販売先等）として、利害関係者が想定される場合
- ・ 自営に係る事業活動の過程で、所属組織の所掌事務に関する個人的な見解を流布するような場合
- ・ 自営兼業により得られる収入の算定の基礎となる単価の設定等が同種の事例を大きく上回るなど、社会通念からかけ離れた収入を得る場合
- ・ 反社会的勢力とのつながりが疑われる自営や、公序良俗に反するとみられかねない商品を取り扱う自営、専ら特定の事業者への利益誘導を意図する自営など、世間一般からの批難を受けかねない場合

問 14：開業届は、理事長による許可を得る前に税務署に提出して良いのか。

答：開業届は、事業を開始した日から1か月以内に、納税地を管轄する税務署に提出することとされています。自営兼業の許可は、事業の開始前に得ていただく必要があるため、兼業申請を行う時点では、下書き等を兼業担当者に提出してください。

理事長による許可後に、開業届を税務署に提出しましたら、開業届の写しを兼業担当者に提出してください。

※令和7年1月以降、税務署において、開業届の控えへ收受日付印の押なつが行われないこととなっており、開業届の提出事実・提出年月日を記録した写しを得るためには、e-Tax による申請手続を行い、「電子申請等証明書」の交付を受ける必要があります。